絶

解任者ニ対シテハ手当ニケ月分（平均勤務年数三ヶ年）ノ
解雇手当支給ス
六、採用者ニ対シテハ全部ニ日給五十円ヲ支給ス

四、会社内外蓄音器商会（二一・三・一二・一三）
所在地 兵庫県武庫郡今津町川内
使用者数 男五七名 女一〇名 計六七名
馘首者数 男一六名 女一〇名 計二七名
応援者 労働組合 兵庫県労働組合
争議経過
解雇ノ会社ノ方針ニ従ヒ馘首者ヲ選定シテ提示シ会社ニ交渉ヲ
附近ノ意見ニ基キ二月十三日左記嘆願書ヲ提出シ回答ヲ要求シ
シヤ会社ハ誠意ナク十七日廿三日再度日本労働組合同盟兵庫県聯合会

会社ハ応援ノ求メニ応ジ全盟聯合会ノ法的ナリ。
要求条件、
一、解雇手当ノ制定
(イ)、勤続六ヶ月未満ハ日給ノ四十日分
(ロ)、六ヶ月以上ハ六ヶ月ヲ増ス毎ニ日給二日分ヲ加算支給セラレ度シ
(ハ)、請負者ニ就テハ七日間ノ日数ノ平均賃金トシ前項ノ範ヲ
支給セラレ度シ
二、退職手当ヲ制定セラレ度シ
退職手当ハ解雇手当ノ半額ヲ支給セラレ度シ
三、最低賃金ヲ制定セラレ度シ
(イ)、男工満十八才以上 壱円五十銭
仝 十八才以下 壱円弐十銭
(ロ)、女工 壱円、

財團法人